

平成 26 年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて

平成 27 年 10 月 26 日決定

平成 27 年 12 月 11 日改定

基本計画部会

1. 平成 26 年度統計法施行状況（未諮問基幹統計の確認）の審議においては、審議対象となる統計毎に中心となって取りまとめを行う主査委員を部会長が指名する。

<審議対象調査>

- ・ 法人企業統計（審議時期：28 年 1 月）
- ・ 毎月勤労統計（同：27 年 12 月）
- ・ 海面漁業生産統計（同：28 年 1 月）

2. 検討の流れは以下の通り

- (1) 主査が中心となって確認すべきポイント（論点）を取りまとめ
※ 確認すべきポイント（論点）の取りまとめの前に、各委員に確認すべきポイント（論点）についての意見照会を行う
- (2) 確認すべきポイント（論点）に沿って、所管府省が審議のための説明資料を作成
- (3) 基本計画部会で、確認すべきポイント（論点）を中心に審議を実施
- (4) 上記の審議を踏まえて、主査が中心となって報告書案（個別統計の部分）を取りまとめ、~~部会で審議、決定~~
- (5) 家計統計について、平成 26 年度の報告書に示した今後の取組の方向性に対するその後の対応状況を、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」（平成 26 年 10 月 20 日 基本計画部会）に基づき 2 月に確認するとともに、上記（3）及び家計統計の確認を通じて得られる標本に関する横断的な課題についても 2 月に審議し、部会長が指名する主査委員が中心となって報告書案（家計統計及び横断的な課題の部分）を取りまとめ
- (6-5) （4）及び（5）を統合する報告書の取りまとめの時期は、2 月ないし 3 月の部会で審議、決定